

告示

埼玉県告示第百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 薬師堂地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父郡小鹿野町	両神薄	勝見沢	二四四七番
二	同	同	同	二四五〇番
三	同	同	同	二四五〇番
四	同	同	同	二四五〇番
五	同	同	同	二四五〇番
六	同	同	同	二四五〇番
七	同	同	上宿	二三八九番二
八	同	同	同	二三八九番二
九	同	同	同	二三八九番二
十	同	同	同	二三九二番
十一	同	同	同	二三九六番一
十二	同	両神小森	田中	十六番
十三	同	同	同	十七番
十四	同	同	同	十九番

十八	十七	十六	十五	標柱番号
同	同	同	秩父郡小鹿野町	市町村
同	同	同	両神小森	大字
同	同	同	田中	字
二十一番	二十一番	二十一番	二十一番	地番